

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説(2022年度改定版) 「計量混合調剤加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

疑義解釈

資料No.20220401-1121-2

本資料は、2022年3月4日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

2種類以上の薬剤を計量し、かつ、混合して、内服薬若しくは屯服薬または外用薬を調剤した場合は、1調剤につきそれぞれ次の点数（予製剤の場合は20/100に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する【算定不可となる事例】

- ・自家製剤加算を算定した場合
- ・薬価収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した場合



剤形	点数	予製剤 (20/100)
液剤の場合	35点	7点
散剤又は顆粒剤の場合	45点	9点
軟・硬膏剤の場合	80点	16点

混合例

液剤 + 液剤 クリーム剤 + 軟膏

ドライシロップ + 液剤 分包品は算定不可

乳幼児の医薬品が微量で調剤又は服用が困難な場合

- ・賦形剤
- ・矯味矯臭剤

確認 了解

医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題がないと判断される場合に限り行う

【平成14年4月11日】（問1）【平成16年3月30日】（問1）

【Q】医師の指示に基づき液剤に散剤を加え用時振とうして服用するよう患者に指示の上交付したものは、計量混合調剤加算は算定可能か？

【A】

①2種類以上の散剤または顆粒剤を各々計量混合した場合

②2種類以上の液剤を各々計量混合した場合

③2種類以上の軟・硬膏剤を各々計量混合した場合

であり、それ以外には、調剤上特殊な技術工夫を伴わない、ドライシロップ剤と液剤の混合なども計量混合調剤加算の対象である。

【平成14年4月11日】（問2）【平成16年3月30日】（問2）

【Q】プロチン液とセネガシロップを混合した場合には、計量混合調剤加算を算定するのか？

【A】その通り。自家製剤加算は、個々の患者の特性に合わせ、市販されている剤形、含量では対応できない場合の製剤技術を評価したものであり、原則、剤形変更が伴う場合に算定可能である。一方、計量混合調剤加算は、剤形変更を認めない散剤、顆粒剤、液剤、軟・硬膏剤の混合の場合に算定する。

①軟膏＋クリーム ②散剤＋顆粒 の場合も算定可能

【平成14年4月11日】（問3）【平成16年3月30日】（問3）

【Q】計量混合調剤加算は、内服薬及び頓服薬の場合のみか？

【A】その他外用剤として軟・硬膏剤、外用散剤、外用液剤も算定可能

【平成14年4月11日】（問4）【平成16年3月30日】（問4）

【Q】服用しやすくするためにシロップ剤に単シロップなどの矯味・矯臭剤を加えても計量混合調剤加算が算定できるのか？

【A】医療上の必要性が認められる場合は算定可能であるが、医療上の必要性が認められず、患者の希望に基づく甘味剤等の添加では計量混合調剤加算は算定できない。なお、当該サービスについて、一定の要件を満たせば患者から実費を徴収しても差し支えない